

# 新市の各種住民サービスや制度、住民負担はこうになります

相模原・津久井地域合併協議会では、1市3町の約1,300項目の各種事務事業の一つひとつについて、合併した場合、どのようにするのか調整・協議され、第6回の合併協議会までに全ての項目について調整が終了しました。今号も引き続き、調整の終了した事業や制度の中から住民生活に関連の深い事業の一部をお知らせいたします。なお、事務事業の一元化調整結果の掲載された冊子(「事務事業一元化調書」など)は、相模原・津久井地域合併協議会ホームページに掲載されているほか、協議会事務局、各市町合併担当窓口等でもご覧になれます。

## 保健衛生

### 基本健康診査

基本健康診査の検査項目については、相模原市は国の基準どおりで、津久井郡3町は一部独自で実施している項目がありますが、合併後、新市においては相模原市の検査項目で実施します。また、一部負担金についても相模原市の金額で実施します。



### がん検診

集団検診については、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの5がん検診すべてについて相模原市、津久井郡3町とも実施しています。施設検診については、相模原市はすべてのがん検診について実施していますが、津久井郡3町は子宮がん、乳がん検診のみ実施していますので、合併後、新市において医師会を含めて検診体制を検討します。また、一部負担金について一部金額の相違が見られますが、相模原市の金額で実施します。

### 救急医療

救急医療については、現在、相模原市と津久井郡3町で実施している事業は、現行のまま新市に引き継ぎ実施しますが、診療時間、診療科目、診療場所の違いがあるため、合併後、新市において医師会を含めてそのあり方を検討します。また、津久井郡3町で実施していない事業については、合併後、相模原市の制度を適用して実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
休日・夜間 急病	<b>初期救急(軽症患者)</b> 【診療場所、時間及び科目】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時(休日の内科は午後5時)～午後11時 診療科目：内科、外科 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時(休日の内科は午後5時)～午後11時 診療科目：内科、外科 休日については、眼科、耳鼻咽喉科を実施 <b>二次救急(入院治療等を必要とする患者)</b> 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関(内科12病院、外科11病院のうちそれぞれ毎日1ヶ所が当番制で対応)。 休日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時(休日・土曜日は午後5時)～翌日午前9時 診療科目：内科、外科	<b>初期救急(軽症患者)</b> 【診療場所、時間及び科目】 ・休日 津久井郡急病診療所 昼間：午前8時45分～午後4時 夜間：午後7時～午後10時 診療科目：内科、小児科 ・平日 津久井郡内診療所による在宅当番医制 午後7時～午後10時	津久井郡広域行政組合		現行どおり

小児急病診療事業については、10月15日発行の合併協議会だより第6号に掲載されています。

## 住民相談



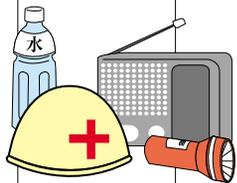
区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
市(町)民相談	相談窓口を常設	相談は、関連の担当課職員が対応			相談需要の測定を行い、3年を目途に実施内容を見直します。
法律相談(開催回数)	月16回	月2回	月1回	2ヶ月に1回	
特設相談(相談項目)	10	2	2	2	

特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家が助言をしています。

## 自主防災組織

自主防災組織体制については、現行のまま新市に引継ぐものとし、防災活動等に対する助成については、当面、現行の助成制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しをします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
内容	単位 434組織 地区連合 18組織	単位 12組織	単位 59組織	単位 41組織	
組織編成時の助成	標旗、ヘルメット等の物品配付	無	無	1組織 30,000円の助成	
活動助成金	防災機材購入等に対する2分の1を助成(世帯数により限度額あり) 【単位】 ~99世帯 20,000円 ~299世帯 40,000円 ~599世帯 60,000円 ~899世帯 80,000円 ~1499世帯 100,000円 ~2499世帯 150,000円 2500世帯以上 200,000円 【地区連合】 100,000円	均等割 50,000円 世帯割 40円/世帯	資機材購入費に対する3分の2を助成 均等割 10,000円 世帯割 50円/世帯 メイン会場加算額 15,000円×8箇所	均等割 10,000円 世帯割 100円/世帯	現行どおり



## 議会

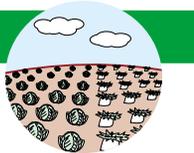
現在の相模原市の議会議員46人は引き続き在職し、城山町16人、津久井町18人及び相模湖町12人の議会議員は失職します。

合併後50日以内に行われる増員選挙では、現在の城山町を選挙区として2人、津久井町を選挙区として2人、相模湖町を選挙区として1人の議会議員が、それぞれ平成19年4月29日を任期として選出され、新市の議会議員は、51人になります。

合併後最初に行われる相模原市の議会議員の任期満了(平成19年4月29日)による一般選挙では、現在の相模原市を選挙区として46人、城山町を選挙区として2人、津久井町を選挙区として2人、相模湖町を選挙区として1人の合計51人の議会議員が、平成23年4月29日を任期として選出されることとなります。

	合併時	H19.4.29	H23.4.29
現在の議員定数		合併後の増員選挙時の議員定数(任期=増員選挙~H19.4.29)	合併後最初の一般選挙時の議員定数(任期=H19.4.30~H23.4.29)
相模原市	46人	46人(引き続き在職)	46人
城山町	16人	2人	2人
津久井町	18人	2人	2人
相模湖町	12人	1人	1人
合計	92人	51人(内増員選挙を行う議員数は5人)	51人

## 農業委員会



相模原市の区域と城山町、津久井町及び相模湖町を区域とした2つの農業委員会を設置し、選挙による委員は、合併後1年間、引き続き新市の委員として在任します。

また、その後の各農業委員会の選挙による委員の定数は、相模原市を区域とする農業委員会は、現行どおりとし、城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会は、相模原市の農家世帯数をもとに算出した人数の14人となります。

区分	現在の定数	合併後1年間(合併特例法適用)		合併1年後(合併特例法適用期間経過後)	
		選挙委員	区分	選挙委員	区分
相模原市	20人	相模原市を区域とする農業委員会	20人	相模原市を区域とする農業委員会	20人
城山町	11人(8人)	城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会	8人	城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会	14人
津久井町	16人		16人		
相模湖町	10人		10人		
合計	57人(54人)		54人		34人

( )内は実人数

**藤野町との合併協議に係る調整経過について**

本年8月6日から12日にかけて、藤野町長が相模原市長、城山町長、津久井町長及び相模湖町長を訪れ、相模原市及び津久井郡4町での合併に向けての協議及び支援の申し入れを行いました。

これを受けて、1市3町では藤野町との合併協議のあり方を検討してきましたが、11月22日、相模原市と藤野町の間で、合併協議に係る合意書を締結し、今後、3町との連携を図りながら合併協議を進めていくことになりました。

合併協議については、合意書の概要は次のとおりです。

相模原市は3町と連携を図りながら藤野町との合併協議の取り組みを進める。藤野町は、町長、議員、住民等で構成する「藤野町市町村合併推進協議会」を設置し、相模原・津久井地域合併協議会の決定・承認事項について、藤野町としての考え方を取りまとめる。相模原市は藤野町市町村合併推進協議会の運営に協力する。

相模原市と藤野町との合併協議については、今後の状況や設置時期などについて協議の上決定する。

相模原市と藤野町との合併協議は、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用を受け、平成18年3月31日までに合併することを目標として行う。

お問い合わせ先 相模原・津久井地域合併協議会

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

☎042-769-8206 FAX042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページ http://www.st-gappei.jp

協議会の会議資料や会議録等は、協議会ホームページや協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。

